

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	只今より、第275回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には新浜地区の森委員と、北条地区の篠原委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため久枝地区の野本推進委員に御出席を願っています。よろしくをお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第13号までの13件の議案が提出されております。 それでは、議案第1号～第5号までを議題といたします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	恐れ入りますが、議案書の訂正を2カ所お願いいたします。 議案書1ページの右から3列目、開催期日の欄が、1番2番共に空白となっておりますが、記載漏れです。どちらの欄にも「令和8年5月14日から令和8年5月21日まで」が入ります。1番2番の開催期日の欄に「令和8年5月14日から令和8年5月21日まで」と御記入ください。よろしくお願いいたします。 それでは、議案第1号を御報告いたします。 本議案は、松山地方裁判所が行う競売に参加するために必要な、買受適格証明書を取得するためのものです。 1番2番ともに、同じ農地で、市街化区域内に位置するため、転用届出に準じた審査を行い、入札期日の関係から、地元委員の了承を得て専決処理をさせていただいたものです。 申請内容は議案記載のとおりでございます。 なお、各申請者が最高価買受人となった場合には、その最高価買受人から、改めて5条届出が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には、直ちに受理通知書を交付させていただきます。その場合には、直近の農業委員会総会にて5条届出専決処理報告をさせていただきます。 引き続き、議案第2号を御報告いたします前に議案の訂正をお願いします。2ページでございます。1番の右から3列目の下から3行目、合意成立年月日の記載に

	誤りがありました。令和7年11月8日と記載されておりますが、正しくは、令和7年12月8日です。令和7年11月8日を令和7年12月8日に訂正をお願いします。 それでは、議案第2号を御報告いたします。 5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。 1番、本件は、残存小作でございます。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。賃借人に離作補償を支払うとしております。 続きまして、議案第3号と議案第4号を御報告いたします。令和8年4月24日から令和8年5月27日までに専決処理した案件は第3号議案の4条届出が1件、第4号議案の5条届出が12件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 引き続き、議案第5号を御報告いたします。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。賃借人に離作補償を支払うとしております。 2番、本件は、農業経営基盤強化促進法により、令和元年8月1日に設定された賃借権です。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。 なお、解約後は第三者に貸し付けるとしており、後ほど、第6号議案の「農地法第3条許可申請」において、御審議いただくこととなっております。 3番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。賃借人に離作補償を支払うとしております。 4番、本件は、農地法第3条許可により、平成11年12月8日に設定された賃借権です。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。 なお、解約後は第三者に売却するとしており、後ほど、第6号議案の「農地法第3条許可申請」において、御審議いただくこととなっております。 5番、本件は、残存小作でございます。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとし
--	---

	6 番、譲受人は、農地約 55 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます 7 番、譲受人は、農地約 6 アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 8 番、譲受人は、農地約 32 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 9 番、譲受人は、農地約 178 アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 10 番、譲受人は、農地約 119 アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 新規農業の案件は 2 件で、3 番、4 番であります。 3 番の所在地は興居島地区でありますので、山岡委員から説明をお願いいたします。
山 岡 欣 也 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、興居島地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。 地主の協力や指導を受けて耕作するということで、ジュースやジャム等の加工品の試作品も作り、将来的には移住も視野に入れるなど、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	4 番の所在地は、久枝地区でありますので、野本推進委員から説明をお願いします。

野本正志推進委員	それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、久枝地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。 えひめ中央の研修と法人で農作業の経験があり、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承致しました。 なお、本総会での御審議をよろしく願ひいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第7号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
船草康司次長	それでは、御説明いたします。 1番、本件受人は、加工食品の製造・販売を主な業務とする法人であります。 既存の従業員・社用車用駐車場を地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本社に隣接する本申請地を借受け、従業員・社用車用露天駐車場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の既存施設の拡張に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。 また、本件は優良農地の転用であり、今月30日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 2番、本件は、前回総会にて保留となっておりますが、申請取り下げでございます。 3番、本件受人は、運送業及び産業廃棄物処理業などを主な業務とする法人であります。 自社が所有する土砂等の埋め立て場への進入路が狭く、ダンプカーの出入りに苦慮しているところ、近年、土砂の搬入が増加し、業務に支障をきたすことから、今

	般、本申請地を取得し、土砂等の埋め立て場への進入路、回転場及び待機場として利用したいとしております。 なお、本件申請地の内、窪野町甲 2002 番 1 は昭和 60 年頃より農地法の許可を得ず、所有者自らが資材置場として利用しており、平成 25 年頃からは、本件受人がダンプカーの回転場等として利用し、窪野町甲 1997 番 1 は令和 4 年 6 月頃より埋め立て場への進入路として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。 また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 4 番、本件受人は、市内辻町に居住しております。 今後の生活資金を確保するため、申請地を取得し、54 台分の貸露天駐車場として転用したいと申請に及んだもので、既に過半数以上の予約を近隣の事業者や店舗等へ勤務する方からもらっています。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。 また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	3 番の案件は、1,000 平方メートルを超える案件で、所在地が久谷地区でありますので、藤岡委員から説明をお願いします。
藤 岡 正 勝 委 員	それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は久谷地区にて、主に産業廃棄物の収集、運搬等を行う法人です。 今回の転用地は、法人が所有する産廃処理場の出入り口にあり、大型車両が通行するには、事故や転落の危険性があったため、当該申請地を進入路、回転場及び待受場として利用していたもので、地元の土地改良区や自治会との協議を重ね、この度、転用申請に及んだものです。

	転用によって生じる被害の防除措置や、地元住民への配慮も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をお願いいたします。
寺井克之会長	4番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で、所在地が余土地区でありますので、池田巧委員から説明をお願いします。
池田巧委員	それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市辻町に居住しております。 隣接する事業者及び近隣の店舗等へ勤務する個人から、申請地を駐車場として利用したいとの要望もあり、また今後の生活設計を考慮し、貸露天駐車場を設置したく本申請に及んだものです。 転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては県許可分ではありますが、1番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。 次に、議案第8号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは御説明いたします。 本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して、権利設定及び所有権移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。

	まず、11 ページからの権利設定に関するものが 13 件、次に 15 ページからの所有権移転に関するものが 1 件ございます。 11 ページ 1 番～ 5 番までの譲受人は約 45 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 6 番の譲受人は約 20 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 12 ページ 7 番の譲受人は約 103 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 8 番の譲受人は約 184 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 9 番の譲受人は約 139 アールを耕作する農業法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 10 番の譲受人は、以前から特定作業受委託を行うことにより、認定新規就農者になっており、現在、耕作面積はありません。地域計画においても地域の農業を担う者として位置づけられている者であることから、中間管理事業法による利用権設定を利用できるため、今回、賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 11 番の譲受人は約 416 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 12 番の譲受人は約 192 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 13、14 ページ 13 番の譲受人は約 164 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 15 ページからは所有権移転になります。 14 番の譲受人は約 200 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。 貸借権等の権利の開始は令和 8 年 8 月 1 日の予定です。また、所有権移転の移転時期は令和 8 年 7 月 31 日の予定です。 所有権移転は売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。 また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようになっております。
--	---

寺井克之会長	御審議のほどよろしく申し上げます。 以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第9号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項第3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号1の相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山岡美明副主幹	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 10 号を議題といたします。事務局から説明をいたします。 それでは御報告いたします。 令和 8 年 4 月 24 日から、令和 8 年 5 月 27 日までに、専決処理した案件は 28 件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 11 号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 本日、御審議いただく案件は、2 件ございます。1 番は伊台地区、2 番は東中島地区となっております。 私からそれぞれの状況を説明した後、地元委員から補足説明をいただき、農地に該当するか否かについて御審議をお願いします。 対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査により、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。 お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、ご覧ください。 まず、1 番から御説明します。 1 番は令和 8 年 4 月 17 日に土地所有者から、農業委員会事務局に、非農地判断を依頼してきたものです。

	現地調査については、令和8年5月15日に、所在地である伊台地区の吉岡幸二委員、湯山地区の柴田常則委員、清水憲治推進委員、道後地区の烏谷陽一郎推進委員に事務局職員も同行し、現地調査を実施しました。 2ページは対象地を記載した位置図です。3ページは、登記簿の写しです。4ページは、公図の写しです。5から7ページは、写真撮影方向、対象地を撮影した写真です。 次に、2番を御説明します。 2番は令和8年5月7日に土地所有者から、農業委員会事務局に、非農地判断を依頼してきたものです。申請人から事前相談があり、令和8年2月12日に、所在地である東中島地区の松村博信委員、徳山年春推進委員、西中島地区の森政彦推進委員、事務局職員も同行し、現地調査を実施しました。 9ページから13ページは対象地を記載した位置図です。14ページから22ページは、登記簿の写しです。23ページから27ページは、公図の写しです。28から40ページは、写真撮影方向、対象地を撮影した写真です。 説明は以上です。御審議いただきますようよろしくお願いします。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 1番は、所在地が伊台地区でありますので、吉岡委員から説明をお願いいたします。
吉岡幸二委員	それでは、御説明いたします。 令和8年5月15日に、私と湯山地区の柴田常則委員、湯山地区の清水憲治推進委員、道後地区の烏谷陽一郎推進委員、事務局職員とで現地調査を行いました。 申請地は伊台地区の下伊台町乙82番の1筆です。 申請地は、申出者の父母が柑橘栽培を行っていましたが、平成4年に父が急死してから、母一人では耕作が困難となり、遊休化し始めました。令和6年には、申出者本人が母から相続しましたが、本人は非農家のため、申請地は現在まで耕作されず、山林化しています。 そのため、農地として復元することは、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。 御審議のほどよろしくお願いします。

寺井克之会長	2番は、所在地が東中島地区でありますので、松村委員から説明をお願いいたします。
松村博信委員	それでは、御説明いたします。 令和8年2月12日に、私と東中島地区の徳山年春推進委員、西中島地区の森政彦推進委員、申請者、事務局職員とで現地調査を行いました。 申請地は東中島地区の神浦2065番1、2114番、2305番、2428番、2443番、2922番です。 申請地は、申請者の父が昭和60年頃までに、順次売買や相続により取得し、柑橘栽培を行っておりました。しかし、それぞれの農地は、ほとんどが急斜面で耕作には適しておらず、また販売価格の低迷や労力不足などの要因により、平成6年頃から耕作されておられません。 令和7年5月に、申請者が相続しましたが、すでに雑木等が繁茂して山林と一体化しており、農地として利用できる状態ではありませんでした。 そのため、農地として復元することは、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。 御審議のほど、よろしくお願いします。
寺井克之会長	事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について「非農地」という判断で御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。 次に、議案第12号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
船草康司次長	それでは、御説明いたします。 本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでござ

寺井克之会長	います。 1 番、本件は、果樹経営支援対策事業を活用するにあたり、要件である農用地区域内農地への編入が必要であることから、編入してほしい旨の申出があったものです。 本件申出地の農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われますが、本総会にて意見の決定をお願いします。 以上でございます。 以上で、説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 最後に、議案第 13 号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 本案件は、松山市が 5 年に一度見直しを行っているものです。5 月 8 日付で意見聴収の依頼があり、今回総会でお諮りするものです。なお、内容については、前回第 273 回総会の際に農林水産振興課の職員が説明したとおりでございます。 説明は以上です。御審議いただきますようよろしくお願いします。
寺井克之会長	以上で、説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 これにて、本日の提出議案 13 件の審議は全て終了いたしました。

越 智 徹 主 査	次に、事務局から連絡事項等あればお願いいたします。 私から、連絡事項が3点ございます。 1点目は改選についてです。 7月13日の市議会最終日に、農業委員の改選に伴う人事案件が審議されます。その後、7月21日午後に市役所本館11階大会議室で、市長から辞令書が交付され、引き続き農業委員会総会を行います。 また、7月31日午後に同じく11階大会議室で農地利用最適化推進委員の委嘱式及び委員研修会を行います。 まだ、改選について同意や承認がないので、お伝えすることはできませんが、推薦や応募をされている方は予定を空けておいていただければと思います。よろしくお願いいたします。 2点目は中間管理事業法の運用変更についてです。 これについては、農林水産振興課から説明してもらいます。よろしくお願いいたします。
農 林 水 産 振 興 課	松山市農林水産振興課 農地中間管理事業担当の西原です。よろしくお願いいたします。 農業委員及び推進委員の皆さまにおかれましては、平素より本市の農林水産振興にご協力を賜り、また本日も貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。 さて、本日は、令和7年度から始まりました、「中間管理事業の促進に関する法律」に基づく手続きについて、新規就農の方が制度を利用する場合の運用の変更のお願いに参りました。 それでは資料にそって説明させていただきます。右上に記載しています資料1「新規就農者にかかる中間管理事業法の運用変更について」という資料をご覧ください。 中間管理事業法の制度では、新たに就農される方（いわゆる「新規就農者」）も活用することが可能でしたが、これまで、新規就農者の方には、地域との顔つなぎや地元の共同作業、ルールの説明などをしてくださる「地区審査」があり、地域での営農活動を円滑に進めていくメリットがある、農地法3条の手続を原則としてご案内してきました。 一方で、中間管理事業法では、届出書類の作成や、登記の手続などを、えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」）が一部代行するため、利用者の負担が少なく、新規就農者であっても中間管理事業法の手続を希望される方もおられます。

	今後は、新規就農者が、農地法か中間管理事業法、どちらの選択をされるかは、当事者に委ねていくようにしていきたいと思います。 ただし、中間管理事業法には農地法 3 条の「地区審査」のように、地域との顔つなぎの機会がないため、中間管理事業法の制度利用の申し出があった段階で、窓口である農林水産振興課が、対象者の経営状況や営農計画などの詳細な聞き取りを行い、事前に該当地区の委員さんに情報提供させていただくことで、円滑に地域での就農が進められるようにしたいと考えています。 具体的な情報提供の方法について御説明いたします。資料 2「総会提出議案について（中間管理事業法分）」という資料をご覧ください。 こちらは、新規就農の方から中間管理事業法での手続きの届出があった内容の概要を記載したものです。こちらを、地区審査の案内に、同封させていただきます。 案内通知が到着後、農林水産振興課から地区の委員へ電話で御連絡しますので、その際に新規就農者から聞き取りした内容を御説明させていただきます。 内容について御質問がありましたらその際にお受けし、確認して回答させていただきます。 委員の皆様におかれましては御多忙のところ恐れ入りますが、御協力くださいますようお願い申し上げます。 説明は以上です。
越 智 徹 主 査	3 点目は、通常総会の日程についてです。 通常総会となります第 276 回総会は、令和 8 年 7 月 10 日 金曜日 午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。 以上です。
寺 井 克 之 会 長	以上をもちまして、本日の第 275 回総会を閉会いたします。
渡 部 純 三 局 長	御起立を願います。礼。

午前 11 時 07 分閉会